

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

埼玉県公安委員会規則第14号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第11項中「廃棄」の次に「（第6項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第12項とし、同条第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「前項」を「第5項」に改め、「駐車許可証」の次に「（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別記様式第9を次のように改める。

### 別記様式第9（第11条関係）

10

新規	変更	解任	修正
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任、解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更 } したので  
お届けします。

届出者(氏名又は法人の名称)

① 代表者の氏名

二

## 住 所

(電話 )

② 選任年月日	年 月 日				⑨ 使 用 の 本 業種別 拠	(ふりがな)												
③ 安全運転管理者 氏名	(ふりがな)																	
④ 資 格 要 件	生年月日		大昭年月日(歳)															
	(年齢)		平															
	運転の管理経験				3													
	1 2年以上		2 公安委員会 の教習修了者 で1年以上		3 公安委員会の認定		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 駐・小売業 10 不動産 業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他( )											
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他( )																	
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合	免許の種類																	
	免許年月日																	
	免許証等番号																	
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様	勤務		日勤 隔日 その他( )															
	副安全運転 管理者の有無		あり(名)なし															
⑧ ( 安 略 全 運 転 管 理 に 關 す る 經 歴 )	勤務期間	勤務所名	職務上の 地位	業務内容	⑩ 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数													
自至	・・																	
自至	・・				⑪ 運 転 車 台 数 ・ 運 転 者 数													
自至	・・																	
自至	・・				⑫ 解 任 年 前 管 理 全 者 運 転	年 月 日												
自至	・・																	
備 考																		

(注) 1 ※印は記載しないこと。

1 本件は記載しないこと。  
2 選択項目については、該当する数字又は欄に丸印を付すこと。

3 県内における事業所の移転に伴う届出は、移転先の所在地を管轄する警察署に位置変更の届出をすること。

また、移転に伴い安全運転管理者に変更(交代)がある場合は、移転先の住所地を管轄する警察署へ選任の届出をすること。

別記様式第9の2を次のように改める。

### 別記様式第9の2（第11条関係）

10

※事業所コード

新規	変更	解任	修正
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 副 安 全 運 転 管 理 者 に 関 す る 届 出 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

届出者(氏名又は法人の名称)

副安全運転管理者を選任、解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更 } したので  
お届けします。

① 代表者の氏名

二

## 住 所

(電話

(注) 1 ※印は記載しないこと。  
2 選択項目については、該当する数字又は欄に丸印を付すこと。  
3 県内における事業所の移転に伴う届出は、移転先の所在地を管轄する警察署に位置変更の届出をすること。  
また、移転に伴い副安全運転管理者に変更(交代)がある場合は、移転先の住所地を管轄する警察署へ選任の届出をすること。

別記様式第19を次のように改める。

講 習 申 請 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

事 業 所 所 在 地

事 業 所 名

事 業 所 連 絡 先

安全運転管理者名  
又は  
副安全運転管理者名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けたいので申請します。

備 考

## 附 則

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。